

福岡県医発第 1652 号 (総)

平成 20 年 11 月 6 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について (通知)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正につきましては、平成 20 年 1 月 15 付 (福岡県医発第 1800 号) をもってお送りいたしました。

今般、別添の通り、厚生労働省医政局長より、医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について、周知、協力方依頼がありました。

本件は、臨床研修を行う病院において、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号) に基づく臨床研修事業について交付される補助金の交付要綱が一部改正されたことを通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、医師臨床研修費補助事業の交付申請の手続き等につきましては、下記ホームページに掲載される予定でありますことを申し添えます。

厚生労働省医師臨床研修制度のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>

臨床研修プログラム検索サイト

<http://www.reisjp.org/>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(生51)

平成20年10月21日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

飯沼 雅朗



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正につきましては、平成19年1月26日付（生47）をもってお送りいたしました。

今般、別添の通り、厚生労働省医政局長より、医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について、周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、医師臨床研修費補助事業の交付申請の手続き等につきましては、下記ホームページに掲載される予定でありますことを申し添えます。

厚生労働省医師臨床研修制度のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>

臨床研修プログラム検索サイト

<http://www.reisjp.org/>

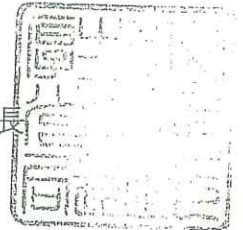


医政発第0929006号

平成 20年 9月 29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

医療関係者養成確保対策費等補助金、
生活衛生営業指導費補助金、医療関係
者研修費等補助金及び臨床研修費等補
助金交付要綱

厚生労働省発医政第0929001号

平成20年9月29日

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

4 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

- (2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

- (3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）における教育内容の向上、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じたその衛生水準の維持向上並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進及び安心・快適な生活環境づくりの衛生的観点からの推進を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）
 - ア 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知「「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進事業の実施について」（以下「看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う事業
 - イ 看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業に対して都道府県が補助する次に掲げる事業
 - (ア) 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業

- a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
- b 国家公務員共済組合及びその連合会
- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 民法法人

ただし、上記のうち f 及び g については、学校教育法第 82 条の 2 の規定による「専修学校」又は同法第 83 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

(イ) 「看護師養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う看護師等養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業

- a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
- b 国家公務員共済組合及びその連合会
- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 民法法人
- h その他厚生労働大臣が認める者

(ロ) 平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331025 号厚生労働省医政局長通知「助産師養成所開校促進事業の実施について」に基づき次に掲げる者が行う助産師養成所開校促進事業

- a 日本赤十字社
- b 社会福祉法人
- c 全国厚生農業協同組合連合会
- d 国家公務員共済組合及びその連合会
- e 健康保険組合及びその連合会
- f 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- g 学校法人及び準学校法人
- h 医療法人
- i 民法法人

ジ その他厚生労働大臣が認める者

(2) 生活衛生営業指導費補助金

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第57条の3に基づいて指定が行われた都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）が行う次に掲げる事業で都道府県が補助する事業

ア 昭和52年4月18日環指第37号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業相談室の整備について」に基づく生活衛生営業相談室運営事業

イ 平成2年6月8日衛指第92号厚生省生活衛生局長通知「税務相談等事業の実施について」に基づく税務相談等事業

ウ 昭和62年7月1日衛指第137号厚生省生活衛生局長通知「地区環境衛生営業相談指導事業の実施について」に基づく地区生活衛生営業相談指導事業

エ 平成6年6月23日衛指第118号厚生省生活衛生局長通知「相談指導顧問制度について」に基づく相談指導顧問設置事業

オ 昭和49年4月11日環衛第68号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業経営指導員制度について」に基づく経営指導員設置事業

カ 平成11年10月1日生衛発第1456号厚生省生活衛生局長通知の別添1の別紙1「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱」に基づく融資指導事業及び平成20年3月31日健衛発第0331008号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「国民生活金融公庫における小規模事業者経営改善資金貸付に係る生活衛生関係営業者への設備資金の取扱について」に基づく指導事業

キ 昭和60年4月5日衛指第63号厚生省生活衛生局長通知「環衛業特別指導事業の実施について」に基づく生衛業特別指導事業

ク 平成16年4月8日健発0408005号厚生労働省健康局長通知「生活衛生関係営業再生特別支援事業について」に基づく生活衛生関係営業再生特別支援事業

ケ 昭和61年7月9日衛指第110号厚生省生活衛生局長通知「分野調整指導事業の実施について」に基づく分野調整等指導事業

コ 昭和53年3月30日環指第23号厚生省環境衛生局長通知「事業活動調整員制度について」に基づく事業活動調整員設置事業

サ 平成5年4月1日衛指第73号厚生省生活衛生局長通知「環衛業情報化整備事業の実施について」に基づく生衛業情報化整備事業

シ 平成18年3月27日健発第0327016号厚生労働省健康局長通知「生活衛生営業健康推進等事業の実施について」に基づく生活衛生営業健康推進

等事業

(3) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

平成5年5月6日健政発第297号厚生省健康政策局長通知「中央ナースセンター事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会が行う事業

イ 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」の別紙2に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会及び社団法人全国社会保険協会連合会が行う看護職員専門分野研修

ウ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業

エ プログラム責任者養成講習会事業

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) プログラム責任者講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

(イ) 歯科医師臨床研修指導医一般講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成16年10月14日医政発第1014002号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」に基づき財団法人医療研修推進財団が行う事業

キ 薬剤師実務研修等事業

平成17年3月31日薬食発第0331029号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師研修センターが行う事業

ク 医薬品適正使用啓発推進等事業

平成19年3月26日薬食発第0326001号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品適正使用啓発推進等事業の実施について」に基づき社団法人日本薬剤師会が行う事業

ケ 専門薬剤師研修事業

平成18年6月6日薬食発第0606003号厚生労働省医薬食品局長通知「専門薬剤師研修事業の実施について」に基づき社団法人日本病院薬剤師会が行う事業

(4) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

ア 医 師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

(交付額の算定方法)

- 4 これらの補助金の交付額は、次の(1)、(2)、(3)のア～ケにより算出された額の合計額及び次の(4)より算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）

ア 3の(1)のアに掲げる都道府県が行う事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から及び寄付金その他の収入額（平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通知「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法について」に定める「寄附金その他の収入額」をいう。以下(1)において同じ。）を控除

した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表13の都にあっては、(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(1)のイの(ア)～(ウ)に掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 生活衛生営業指導事業

ア 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して、少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

(ア) 別表3の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表 6 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表 7 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表 8 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 薬剤師実務研修等事業

(ア) 別表 9 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ク 医薬品適正使用啓発推進等事業

(ア) 別表 10 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ケ 専門薬剤師研修事業

(ア) 別表 11 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(4) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

ア 別表 12 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その

他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4の(2)により算出された額(人件費を除く。)が150万円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)には、7に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては中国四国厚生局長、以下「地方厚生局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。
- (2) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後、5年間保管しておかなければ

ならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と(5)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。

- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (14) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

(申請の手続)

7 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(4)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度6月30日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(4)のアの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(4)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)、(3)及び都道府県が行う(4)のイの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) 国は、7の(1)の(イ)、(2)、(3)の(イ)、(4)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(4)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(4)のアの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(4)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)、(3)及び都道府県が行う(4)のイの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 以下同じ。

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、 (4)、(5)、及び(6)の合計額 1 保健師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり9,600円を乗じて 得た額 2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり126,100円を乗 じて得た額 (2年間で教育を行うもの) (1) 養成所1か所当たり 4,142,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 1,105,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 268,000円 (4) 生徒数に1人当たり126,100円を乗 じて得た額	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。) 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)) 使用料及び賃借料

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所	3 看護師(3年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 16,178,000円 (2) 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 (3) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 (4) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (5) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 (6) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 養成所1か所当たり 12,134,000円 (2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円	(2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)
	看護師等養成所	4 看護師(2年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 13,337,000円 (2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営事業	(4) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (定時制) (1) 養成所1か所当たり 10,002,000円 (2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (通信制) (1) 養成所1か所当たり 16,638,000円 (2) 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 2,211,000円 (3) 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,628,000円 (4) 事務職員分として 536,000円 (5) 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額 5 准看護師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,080,000円 (2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	(4) 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円 (注) 1 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の定員のいずれか少ない方とする。 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。 3 へき地等の地域は次のとおりとする。 (1) へき地等の地域 人口5万人未満（ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。）の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。 ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域 イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	エ 山村振興法第7条第1項の規定により 振興山村として指定された山村 (2) 看護職員不足地域 一般病院の看護職員数が3:1未満の二次 医療圏 b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進 事業 専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所2年課程 (通信制)」の設置準備に必要な 次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用 費(消耗品費、印刷製 本費)、備品購入費、役 務費(通信運搬費)、福 利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費 のうちア及びイに該当す るものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、 需用費(消耗品費、印刷 製本費)、備品購入費、 役務費(通信運搬費)、 福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導 員経費のうちア及びイに 該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員 給与費とする。)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	c 助産師養成所開校促進事業 専任教員配置経費 1 か所当たり 3, 3 1 6, 0 0 0 円	助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
生活衛生営業指導費補助金	生活衛生営業指導事業（人件費）	次により算出された額の合計額 (1) 給与を支給する場合 ア 経営指導員給与 (ア) 職員俸給 $249,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が別に定める人員（以下「人員」という。）} \times \text{厚生労働大臣が別に定める設置月数（以下「設置月数」という。）}$ (イ) 扶養手当 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号（以下「給与法」という。））第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 (ウ) 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 (エ) 住居手当 給与法第11条の9に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額	3の(2)に定める事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給、扶養手当、地域手当）、職員諸手当（住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、福利厚生費（厚生年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金に係る事業主負担分）及び非常勤経営指導員手当

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
生 活 衛 生 営 業 指 導 費 補 助 金	生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 （人件費）	(オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 (カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1.4月 12月期 1.6月 (キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 0.75月 12月期 0.75月 (ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額 (ケ) 福利厚生費 a 厚生年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金 の額の事業主負担分とする。 ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記（ア）～（ク）のみとする。 イ 事務職員給与 （ア）職員俸給 153,100円×人員×設置月数 （イ）扶養手当 給与法第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 （ウ）地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
生 活 衛 生 営 業 指 導 費 補 助 金	生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 (人 件 費)	(エ) 住居手当 給与法第11条の9に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 (オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 (カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1. 4月 12月期 1. 6月 (キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 0. 75月 12月期 0. 75月 (ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額 (ケ) 福利厚生費 a 厚生年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金 の額の事業主負担分とする。 ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記(ア)～(ク)のみとする。 (2) 非常勤経営指導員に対し手当を支給する場合 (1) のアの(ア)の単価×人員×設置月数	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
生 活 衛 生 営 業 指 導 費 補 助 金	生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 (事 業 費)	次により算出された額の合計額 (1) 相談指導事業費 ア 相談室運営事業費 (ア) 運営費 116,200円×設置月数 (イ) 設備費 厚生労働大臣が別に定める額 イ 税務相談等事業費 厚生労働大臣が別に定める額 ウ 地区生活衛生営業相談指導事業費 厚生労働大臣が別に定める額 エ 相談指導顧問設置事業費 厚生労働大臣が別に定める額 オ 経営指導員指導費 10,500円×人員×設置月数 カ 小企業等設備改善資金融資等指導費 厚生労働大臣が別に定める額 キ 生活衛生関係営業再生特別支援事業費 1,394,000円	3の(2)のアに定める事業を行うために必要な需用費、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、使用料及び賃借料、備品購入費 3の(2)のイに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、使用料及び賃借料、備品購入費 3の(2)のウに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、使用料及び賃借料、備品購入費 3の(2)のエに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費 3の(2)のオに定める事業を行うために必要な旅費 3の(2)のカ、キに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、使用料及び賃借料 3の(2)のクに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
生 活 衛 生 営 業 指 導 費 補 助 金	生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 (事業費)	(2) 分野調整等指導事業費 ア 分野調整事業協議会設置運営費 236,500円×協議会開催回数 イ 調査費 厚生労働大臣が別に定める額 ウ 分野調整指導員活動費 厚生労働大臣が別に定める額 エ 事業活動調整員設置費 6,300円×人員×設置月数 (3) 情報化整備事業費 厚生労働大臣が別に定める額 (4) 生活衛生営業健康推進等事業費 厚生労働大臣が別に定める額	3の(2)のケに定める事業のうち、分野調整員の活動以外の事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料 3の(2)のケに定める事業のうち、分野調整員の活動に必要な報償費及び旅費 3の(2)のコに定める事業を行うために必要な報償費 3の(2)のサに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料 3の(2)のシに定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、賃金、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	中央ナースセンター (看護職員確保センター)事業 (人件費)	9, 5 8 0 千円	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金
	中央ナースセンター (看護職員確保センター)事業 (運営事業費)	1 3 0, 1 1 0 千円	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、使用料及び賃借料、委託料

別表 4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員資質向上推進事業	看護職員臨床技能向上推進事業 看護職員専門分野研修 1コース当たり 4, 2 1 0 千円	看護職員臨床技能向上推進事業(看護職員専門分野研修)の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費

別表 5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、謝金、旅費（外国旅費を含む。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	プログラム責任者養成講習会事業	11,228千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	I プログラム責任者講習会 3, 9 0 7 千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 3, 3 0 5 千円	歯科医師臨床研修指導医一般講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 8

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医導療者関係養成種講習会施設事業指導	I 診療放射線技師 9 9 8 千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 臨床検査技師 1, 0 8 3 千円	
		III 視能訓練士 5 6 5 千円	
		IV 歯科技工士 5 5 1 千円	

別表 9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師実務研修等事業 (4年制卒薬剤師研修事業)	76,000千円	4年制卒薬剤師研修事業を行うために必要な次に掲げる経費 需用費(雑役務費)
	薬剤師実務研修等事業 (指導薬剤師実務実習実施講習会事業)	68,911千円	指導薬剤師実務実習実施講習会事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、使用料及び賃借料(会場借料)

別表 10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医薬品適正使用啓発推進等事業	3,221千円	医薬品適正使用啓発推進事業を行うために必要な経費 報償費(謝金)、旅費(委員等旅費)、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))通信運搬費、使用料及び賃借料(会場借料)、雑役務費

別表 1 1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
医療関係者研修費等補助金	専門薬剤師研修事業	114,825千円	専門薬剤師研修事業を行うために必要な経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料

別表 1 2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	I 医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、基準額が年額の場合（3及び4は除く。）は、「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。 1 指導医経費 （1）指導医経費 ア 1種地域 （47,000円／月額）×研修医延人数 イ 2種地域 （69,000円／月額）×研修医延人数 ウ 3種地域 （58,000円／月額）×研修医延人数	臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費） 2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの） 3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費） 4 役務費（通信運搬費） 5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 経 費)	(2) 賃金 (17,000円/月額)×研修医延人数 2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円/年額)×研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額)×研修医数 3 プログラム責任者等経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 基本業務(1学年平均研修医数) ア 1種地域 (ア) 研修医1人 525,000円/年額 (イ) 研修医2～19人 787,000円/年額 (ウ) 研修医20人～ 1,574,000円/年額 イ 2種地域 (ア) 研修医1人 783,000円/年額 (イ) 研修医2～19人 1,175,000円/年額 (ウ) 研修医20人～ 2,350,000円/年額 ウ 3種地域 (ア) 研修医1人 654,000円/年額 (イ) 研修医2～19人 981,000円/年額 (ウ) 研修医20人～ 1,962,000円/年額 (2) 目標達成管理等 厚生労働大臣が必要と認めた額 4 研修管理委員会経費 257,000円/年額 5 へき地診療所研修支援経費 (10,000円/日額)×事業延日数 6 医師不足地域宿日直研修事業経費 2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (100,000円/月額)×宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。	6 研修に必要な備品、医療機器(患者に使用するものを除く)、庁用器具(視聴覚教育機器)、図書(医学用図書雑誌)等購入費 7 需用費 医薬材料費(医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 8 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費) 9 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費 10 へき地診療所の研修経費旅費 11 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	(2) 2年次生 $(67,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「$16,750\text{円} \times 1\text{月間の宿日直日数}$」により得た額を月額単価とする。	12 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費（会議費））、役務費（通信運搬費） （ただし、医師不足地域に所在する単独・管理型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。）
		7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 $(67,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「$16,750\text{円} \times 1\text{月間の宿日直日数}$」により得た額を月額単価とする。	13 医師不足地域等研修支援経費 旅費
		8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 $(67,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「$16,750\text{円} \times 1\text{月間の宿日直日数}$」により得た額を月額単価とする	14 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費 旅費、役務費（通信運搬費）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料
		9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、2種地域に所在する病院 1,030,000円/年額	
		10 医師不足地域等研修支援経費 1種地域における病院 $(131,000\text{円}/\text{月額}) \times 2\text{種地域の病院で研修を行う事業延月数}$ ただし、1人当たりの月数の上限は6月とする。	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 経 費)	11 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費 自病院が所在する地域以外において自病院のPRを行いかつ2種地域に所在する病院 98,500円×実施回数 ただし、実施回数の上限は4回を限度とする。 ◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、基準額が年額の場合は、「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。 1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域 (47,000円／月額)×研修医延人数 イ 2種地域 (69,000円／月額)×研修医延人数 ウ 3種地域 (58,000円／月額)×研修医延人数 (2) 賃金 (17,000円／月額)×研修医延人数 2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円／年額)×研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円／年額)×研修医数	臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 役務費(通信運搬費) 2 指導医にかかる謝金、人件費、手当 3 研修に必要な備品、医療機器(患者に使用するものを除く)、庁用器具(視聴覚教育機器)、図書(医学用図書雑誌)等購入 4 需用費 医薬材料費(医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費 5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	3 医師不足地域宿日直研修事業経費 2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (100,000円／月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 2年次生 (67,000円／月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円／月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円／月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費 7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	Ⅱ 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。） 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 1 指導歯科医経費 （57,000円／月額）× 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる（1）及び（2）の合計額 （1）基本業務 ア 研修歯科医1～19人 979,000円／年額 イ 研修歯科医20人～ 1,958,000円／年額 （2）目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 研修管理委員会経費 354,000円／年額 4 へき地診療所研修支援経費 （27,000円／年額）× 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 （4,000円／月額）× 研修歯科医延人数	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費） 2 プログラム責任者人件費 （プログラム管理に係るもの） 3 役務費（通信運搬費） 4 指導歯科医、プログラム責任者（研修歯科医指導分）に係る謝金、人件費、手当 5 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費） 7 へき地診療所の研修経費 旅費

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延 人数には、国が開設する施設等補助対象外 の施設における研修歯科医の人数は含めな いこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内 における各月の末日に在籍する研修歯科医 数の総和であること。 1 指導歯科医経費 (57,000円／月額) × 研修歯科医延人数 2 研修歯科医物件費 (4,000円／月額) × 研修歯科医延人数 (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得 ること。	歯科医師臨床研修を行うた めに必要な次に掲げる経費 1 役務費（通信運搬費） 2 指導歯科医にかかる謝金、 人件費、手当 3 需用費 医薬材料費（歯科医学研 究材料費）、印刷製本費、 消耗品費、光熱水費 4 指導歯科医が臨床研修施 設群内の施設へ出張するた めの経費、及びより高度な 指導等を行うための情報収 集及び学会等に出席するた めに必要な経費で、次に掲 げるもの 旅費、需用費（図書購入費、 教材等材料費、消耗品費）

別表 1 3

都 名	調 整 率
東 京 都	0. 8 2